

平成27年度（平成28年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	40,582	保険契約準備金	1,848,918
現金	0	支払準備金	22,226
預貯金	40,582	責任準備金	1,825,364
有価証券	1,915,153	契約者配当準備金	1,327
国債	415,002	代理店借	6,167
地方債	31,399	再保険借	39,196
社債	297,732	その他負債	34,335
株式	48,503	借入金	25
外国証券	295,098	未払法人税等	287
その他の証券	827,415	未払金	17,308
貸付金	8,618	未払費用	5,459
保険約款貸付	8,616	前受収益	11
一般貸付	2	預り金	283
有形固定資産	27,605	預り保証金	1,477
土地	17,377	先物取引差金勘定	6
建物	9,465	金融派生商品	6,383
その他の有形固定資産	762	資産除去債務	46
無形固定資産	2,699	仮受金	3,044
ソフトウェア	2,617	役員賞与引当金	32
その他の無形固定資産	81	退職給付引当金	2,211
代理店貸	40	価格変動準備金	2,040
再保険貸	2	繰延税金負債	11,783
その他資産	43,600	負債の部合計	1,944,685
未収金	31,108	(純資産の部)	
前払費用	1,940	資本金	56,400
未収収益	4,625	利益剰余金	8,204
預託金	1,312	その他利益剰余金	8,204
先物取引差入証拠金	29	繰越利益剰余金	8,204
金融派生商品	4,474	株主資本合計	64,604
仮払金	109	その他有価証券評価差額金	32,378
その他の資産	0	繰延ヘッジ損益	△ 3,512
貸倒引当金	△ 146	評価・換算差額等合計	28,866
		純資産の部合計	93,471
資産の部合計	2,038,156	負債及び純資産の部合計	2,038,156

(貸借対照表の注記)

1. 有価証券の評価は、以下のとおりであります。
 - ① 売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)によっております。
 - ② 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づく責任準備金対応債券については先入先出法による償却原価法(利息法)によっております。
 - ③ 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社及び保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう)については原価法によっております。
 - ④ その他有価証券のうち時価のあるものについては 3 月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は先入先出法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については先入先出法による償却原価法(利息法)、それ以外の有価証券については先入先出法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。
3. 有形固定資産の減価償却の方法は、以下の方法によっております。
 - ・有形固定資産
定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が 10 万円以上 20 万円未満のものについては、3 年間で均等償却を行っております。
4. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
なお、その他有価証券の換算差額のうち、外貨建債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額については為替差損益として処理しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、最終の回収について重大な懸念が存在する債権については、回収の可能性を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、貸倒実績等から算出した予想損失率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は、以下のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	一括償却
過去勤務費用の処理年数	一括償却
7. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。
8. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。
9. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準第 10 号)に従い、外貨建債券に係る為替変動リスク等のヘッジとして時価ヘッジ及び為替の振当処理を行っております。また、債券に係るキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジとして繰延ヘッジを行っております。なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の為

替変動等またはキャッシュ・フロー変動を比較する方法によっております。

10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。資産にかかる控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
11. 当年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は以下のとおりであります。

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(改正企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ① (分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ② (分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ③ (分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④ (分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤ (分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、以下の方式により計算しております。

- ① 契約日が平成26年4月1日以降の保険契約(第百生命保険相互会社からの移転保険契約を除く)

標準責任準備金対象契約については、平成8年2月大蔵省告示第48号に定める方式により計算しております。標準責任準備金対象外契約については、平準純保険料式により計算しております。

- ② 契約日が平成26年3月31日以前の保険契約(第百生命保険相互会社からの移転保険契約を除く)

保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式により計算しております。また、特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の保険料積立金については、平成8年2月大蔵省告示第48号に定める標準的方式又は代替的方式により計算しております。

なお、保険業法上の標準責任準備金積立に向け、5年チルメル式により計算している保険契約のうち、平成24年度および平成25年度契約の無配当増定期保険を除いた契約については、5年チルメル式により計算した金額に会社が必要と認めた金額を加え、標準責任準備金対象契約については平成8年2月大蔵省告示第48号に定める方式、標準責任準備金対象外契約については平準純保険料式により計算した金額と同額を積み立てております。

- ③ 第百生命保険相互会社からの移転保険契約

保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて全期チルメル式により計算しております。

13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
14. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、全世界のマニユライフ・グループ全体で実施されている資産負債管理プロセスに則って行っております。このプロセスに基づき、主に、日本国債・投資適格社債・国内株式・投資信託に投資しております。また、デリバティブについては、主として資産リスクのヘッジ手段・現物取引の代替手段・収益確定手段として活用しております。なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスクの管理にあたっては、資産運用別の運用限度枠やバリュアットリスクに基づくリスク量の限度枠を設定するとともに、保有資産の損益状況のモニタリングを行うことにより、適正な管理を行っております。外貨建の責任準備金に対応する運用は同じ通貨建の資産で運用を行い、円貨建の責任準備金に対応して運用している外貨建資産に関してはヘッジ取引で円貨に転換し、為替リスクを排除しております。信用リスクの管理にあたっては、各投融資先の信用リスクの状況を内部格付制度により評価し、また、投融資限度枠を設定して特定企業・業種への与信集中を防いでおります。一方、与信全体の予想損失額の把握により資産全体における信用リスク管理も行っております。
- 現金及び預貯金、未収金、有価証券ならびに金融派生商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金	40,582	40,582	-
未収金	31,108	31,108	-
有価証券	1,914,211	1,946,954	32,743
売買目的有価証券	833,473	833,473	-
責任準備金対応債券(*1)	393,981	426,725	32,743
その他有価証券	686,755	686,755	-
金融派生商品(*2)	△1,908	△1,908	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,894	3,894	-
ヘッジ会計が適用されているもの	△5,803	△5,803	-

(*1) 上記の責任準備金対応債券に関連して、通貨関連のデリバティブ取引があり、その差損益は、3,416百万円であります。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(1) 現金及び預貯金

預貯金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収金

未収金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

・市場価格のある有価証券

売買目的有価証券、責任準備金対応債券ならびにその他有価証券の時価は、3月末日の市場価格等によっております。

・市場価格のない有価証券

非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当期末における貸借対照表価額は、941百万円であります。

(4) 金融派生商品

通貨スワップ取引及び金利スワップ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格、または先物為替相場及び金利市場等により算出した理論価格によっております。また、クレジット・デフォルト・スワップの時価については、市場実勢プレミアム等により算出した理論価格によっております。

15. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は25,687百万円、時価は29,186百万円であります。なお、当該賃貸等不動産は、当社が賃貸オフィスビルを使用している部分を含んでおります。これらの時価の算定にあたっては、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいた金額によっております。
また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は、10百万円であります。
16. 貸付金のうち、延滞債権額は、36百万円であります。これは全額保険約款貸付であり、うち25百万円は解約返戻金等で担保されております。
17. 有形固定資産の減価償却累計額は、5,911百万円であります。
18. 特別勘定の資産の額は、840,198百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
19. 関係会社に対する金銭債権の総額は437百万円、金銭債務の総額は668百万円であります。
20. 繰延税金資産の総額は9,928百万円、繰延税金負債の総額は14,076百万円あります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、7,635百万円あります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金4,619百万円、有価証券簿価差額1,273百万円、減価償却超過額995百万円、仮受金670百万円、及び退職給付引当金624百万円あります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額12,453百万円あります。
当年度における法定実効税率は28.85%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、税率変更による期末繰延税金資産の減額修正17.52%、評価性引当額の増加8.64%、法人住民税均等割6.61%であります。
所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)の成立に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率28.85%は、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものについては28.24%、平成30年4月1日以降のものについては28.00%にそれぞれ変更になりました。この変更により、当期末における繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した額)は373百万円減少し、法人税等調整額は2百万円減少しております。
21. 契約者配当準備金の異動状況は、以下のとおりであります。
- | | |
|-------------|----------|
| 当期首現在高 | 1,585百万円 |
| 当期契約者配当金支払額 | 288百万円 |
| 利息による増加 | 1百万円 |
| 契約者配当準備金繰入額 | 28百万円 |
| 当期末現在高 | 1,327百万円 |
22. 関係会社の株式は、871百万円あります。
23. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は1,586百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は801,385百万円あります。
24. 1株当たり純資産額は、691,650円70銭であります。なお、1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る事業年度末の純資産額は35,972百万円であり、算定に用いられた事業年度末の普通株式数は52,010株あります。
25. 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当年度末残高は、1,592百万円あります。

26. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、3,980 百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
27. 責任準備金対応債券のリスク管理方針の概要は、以下のとおりであります。

負債のキャッシュ・フローの特性に応じて小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅に対応させることにより、金利変動リスクを管理しております。当該区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、資本/ファイナンス委員会にて定期的に確認しております。

なお、従前は下記の三つの小区分でしたが、①及び③の小区分がそれぞれ属する二つの資産区分につきまして、世界的な低金利下において投資リスクを和らげ、より効果的にリスク管理を行うことを主目的として、当年度において統合いたしました。このため、当該資産区分の統合を受け、①及び③の小区分も統合することといたしました。当該小区分の統合に伴う損益の影響はありません。

- ① 以下の保険商品から構成される小区分
- ・第百生命保険相互会社から移転を受けたすべての保険種類
 - ・区分経理規程における有配当商品区分に属する商品および医療保険
 - ・変額個人年金保険における年金開始後(特別勘定で資産を管理している契約を除く)
 - ・無配当終身保険
- ② 無配当利率感応型保険の主契約部分の小区分
- ③ 逓増定期保険、新逓増定期保険、無配当終身ガン保険、無配当ガン治療保険、無配当歳満了定期保険、および無配当定期保険で構成される小区分

統合後の小区分は、以下のとおりであります。

- ① 以下の保険商品から構成される小区分
- ・第百生命保険相互会社から移転を受けたすべての保険種類
 - ・区分経理規程における有配当商品区分に属する商品および医療保険
 - ・変額個人年金保険における年金開始後(特別勘定で資産を管理している契約を除く)
 - ・無配当終身保険
 - ・逓増定期保険、新逓増定期保険、無配当終身ガン保険、無配当ガン治療保険、無配当歳満了定期保険、および無配当定期保険
- ② 無配当利率感応型保険の主契約部分の小区分

28. 退職給付に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は内勤職員及び営業職員については、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	7,971 百万円
勤務費用	930 百万円
利息費用	54 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	266 百万円
退職給付の支払額	<u>△663 百万円</u>
期末における退職給付債務	<u>8,560 百万円</u>

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	5,557 百万円
期待運用収益	94 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	47 百万円
事業主からの拠出額	1,101 百万円
退職給付の支払額	<u>△451 百万円</u>
期末における年金資産	<u>6,349 百万円</u>

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	7,142 百万円
年金資産	<u>△6,349 百万円</u>
	792 百万円
非積立型制度の退職給付債務	<u>1,418 百万円</u>
退職給付引当金	<u>2,211 百万円</u>

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	930 百万円
利息費用	54 百万円
期待運用収益	△94 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	<u>219 百万円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>1,110 百万円</u>

⑤ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

債券	84.5%
株式	10.2%
その他	<u>5.3%</u>
合計	<u>100.0%</u>

⑥ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、以下のとおりであります。

(内勤職員)	
割引率	0.40%
長期期待運用収益率	1.70%
(営業職員)	
割引率	0.30%
長期期待運用収益率	1.70%

平成27年度

〔 平成27年 4月 1日から
平成28年 3月 31日まで 〕

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	1,077,287
保険料等収入	1,017,126
保険料収入	676,169
再保険収入	340,956
資産運用収益	36,151
利息及び配当金等収入	16,675
預貯金利息	17
有価証券利息・配当	14,227
貸付金利息	207
不動産賃貸料	2,211
その他の利息配当	11
有価証券売却益	16,969
金融派生商品収益	2,493
その他の運用収益	13
その他の経常収益	24,009
年金特約取扱受入金	3,649
保険金据置受入金	230
責任準備金戻入額	19,880
退職給付引当金戻入額	202
その他の経常収益	46
経常費用	1,077,058
保険金等支払金	933,538
保険金	19,744
保年給	54,698
解約返戻金	26,642
その他の返戻金	223,299
再保険料	3,685
責任準備金等繰入額	605,468
支払準備金繰入額	3,582
契約者配当金積立利息繰入額	1
資産運用費用	39,872
支払利息	4
有価証券売却損	1,967
有価証券評価損	536
為替差損	10,157
貸倒引当金繰入額	97
貸付金償却	0
貸用不動産等減価償却費用	348
その他の運用費用	852
特別勘定資産運用損	25,907
事業費用	89,997
その他の経常費用	10,066
保険金据置支払金	491
税減の償却費用	7,750
その他の経常費用	1,776
経常費用	48
経常利益	228
特別利益	1,571
固定資産等処分益	1,443
資産除去債務履行差額	128
特別損失	518
固定資産等処分損	68
価格変動準備金繰入額	450
契約者配当準備金繰入額	28
税法引当人税等調整額	1,253
法人税等調整額	1,182
法人税等調整額	△ 398
法人税等調整額	784
当期純利益	469

(損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による収益の総額は3百万円、費用の総額は3,546百万円であります。
2. (1) 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 8,899百万円、株式等 6,790百万円、外国証券 1,278百万円であります。
- (2) 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 26百万円、株式等 1,469百万円、外国証券 472百万円であります。
- (3) 有価証券評価損の内訳は、株式等 448百万円、外国証券 87百万円であります。
3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額は、232百万円であります。
4. 責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額は、273,165百万円であります。
5. 金融派生商品収益には、評価益 2,035百万円が含まれております。
6. 普通株式に係る1株当たり当期純損失は、35,200円84銭であります。この金額は、当期純利益 469百万円から普通株主に帰属しない優先配当合計額 2,299百万円を控除した△1,830百万円を基に算出しております。
7. 再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額 142百万円を含んでおります。
8. 再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額 1,717百万円を含んでおります。
9. 関連当事者との取引は、以下のとおりであります。
 - (1) 親会社及び法人主要株主等
記載すべき取引はありません。
 - (2) 子会社及び関連会社等
記載すべき取引はありません。

(3) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	マニファクチャラーズ・ライフ・ラインシュランス・リミテッド	なし	再保険取引	再保険収入	338,230	再保険貸	-
				再保険料	598,948	再保険借	37,967

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 再保険取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。

マニファクチャラーズ・ライフ・ラインシュランス・リミテッドの親会社は、マニライフ・ファイナンシャル・コーポレーションであります。

マニライフ・ファイナンシャル・コーポレーションは、当社の親会社であるマニライフ・ファイナンシャル・アジア・リミテッドの議決権の100%を間接的に保有しております。

- (4) 役員
記載すべき取引はありません。